二・三　［略］

2　法第三条第三項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

3　法第三条第三項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

**第四条**　法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方若しくは指定役務を提供しようとする相手方又は利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　［略］

三　法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条の二第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

| | |
|---|---|
| 現金提供価格 | 役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格 |
| 現金価格 | 商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格 |
| 頭金<br>初回金 | 割賦販売の契約の締結に際し購入者等が割賦販売業者に支払う金額 |
| 申込金 | 購入者等が割賦販売の契約の予約を目的として割賦販売業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの |
| 割賦手数料 | 金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額） |
| 実質年率 | 次項の規定により算定した割賦販売の手数料の料率 |
| 弁済金 | 割賦販売に係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払金額 |

二・三　［略］

2　法第三条第三項第二号の経済産業省令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

3　法第三条第三項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

**第四条**　法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一　法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、それぞれ第一条第一項第二号、第二条第一項第一号又は第三条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二　［略］

三　法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。